

草津栗東行政事務組合事務局組織規則

令和4年10月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合事務局設置条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第4号）第2条の規定に基づき、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保守管理および公告式に関すること。
- (2) 文書の收受、管理および保存に関すること。
- (3) 職員の任命、服務、給与その他人事に関すること。
- (4) 組合議会に関すること。
- (5) 監査委員および公平委員会に関すること。
- (6) 条例、規則等の制定および改廃すること。
- (7) 予算、決算およびその他財務に関すること。
- (8) 事務局の庶務に関すること。
- (9) 火葬場および葬祭場（以下「火葬場等」という。）の整備に関すること。
- (10) 火葬場等の関連事業の整備に関すること。
- (11) その他火葬場等の整備に関し必要な事項に関すること。
- (12) 火葬場等の運営および維持管理に関すること。
- (13) 火葬場等の使用許可および使用料に関すること。
- (14) 備品等の管理に関すること。
- (15) 入札・契約事務に関すること。
- (16) その他

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長および総括を置く。

- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じ総括補佐、次席、次席補佐、調整監、専門員、主査、主任、主事、主事補その他の職を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 総括は、事務局長を補佐して事務局の事務を掌理し、または所属職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 総括補佐、次席および次席補佐は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職にある者は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。
(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月13日規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。